

2021年6月7日

お客様各位

## 米国・カナダ税関マニフェスト情報提出に関して

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

米国揚げで本船が途中カナダに寄港するお船積み、またカナダ揚げ米国渡しのお船積みにおきましては、米国・カナダ両税関に対し、それぞれ AMS/ACI 情報両方を送信する必要があります。

弊社から両税関に対しては、お客様からの申告通りにて進めさせていただきますので、誤情報や申告漏れの無いよう、ブッキング時に以下いずれかの正確な情報を必ずお申し出頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

- ① CARRIER FILING: House BL 船社代行送信
- ② SELF FILING: House BL NVOCC 様自社送信
- ③ BCO: House BL 発行無し

カナダ向けのお船積みにおいては、2021年1月4日以降、船社による ACI 情報の代行送信は禁止されておりますが、上記の米国揚げで本船が途中カナダに寄港するお船積み、またカナダ揚げ米国渡しのお船積みにおいては、引き続き代行送信も認められております。

フレートフォワード・NVOCC 様におかれましては、ブッキングご依頼時に①CARRIER FILING or ②SELF FILING のいずれかをご指示下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当乃至は輸出カスタマーサービスまでご連絡ください。

以上